

<申請について>

Q1	新制度と旧制度のどちらで申請すればよいかわかりません。	A1	基本領域資格を学会認定制度または日本専門医機構の制度で取得した如何に関わらず、どちらを選択しても構いません。ご自身の選択可能な制度で申請ください。
Q2	いつから新制度のみとなりますか？	A2	2024年申請から新制度のみとなります。
Q3	学術集会の出席だけで50単位以上あります。学術論文や学会発表の業績目録は書かなくても申請できますか？	A3	集中治療専門医制度施行細則（新制度）第2章第10条に定めるとおり、業績目録には、制度・審査委員会が定める別表3に従い、日本集中治療医学会学術集会（全国大会）出席2回以上、日本集中治療医学会支部学術集会出席1回以上を必須として合計50単位以上の業績が必要です。ただし、学術集会の出席による単位は最大40単位までとなりますので、他の業績で10単位取得する必要があります。
Q4	過去5年間に留学していた時期があります。更新申請は可能でしょうか？	A4	申請資格を満たしていれば可能です。履歴書の欄に、職歴とともに留学の臨床研究等の内容を記入して申請ください。なお、留学のため更新延期申請を専門医制度・審査委員会に提出して承認された場合には、専門医制度・審査委員会の指示に従って更新申請を提出ください。
Q5	過去に集中治療専門医研修施設で勤務して、集中治療専門医となりました。その後の異動により、現在は集中治療をメインにした勤務ではなくなっています。履歴書にはどのように書けばよろしいでしょうか？	A5	過去5年間の現状を記入し提出ください。提出された申請書類に基づき、専門医制度・審査委員会で審査いたします。
Q6	申請書が届いているか確認してもらえますか？	A6	申請の際に返信用はがきを同封ください。受領証明として返送いたします。

<業績目録について>

Q7	〇〇という雑誌の××という論文は認められますか？	A7	日本集中治療医学会雑誌とJournal of Intensive Care が望ましいですが、それ以外では下記の要件を満たすものを認めています。 ※和文誌は医中誌に掲載され査読があるものまたはDOIがついているもの。 ※英文誌はPubMedに収録もしくはWEBで公開され査読があるもの。 申請書提出前に可否をお答えできません。論文が要件に合っているかどうかは提出された論文を専門医制度・審査委員会で審査いたします。
Q8	代理発表者は「筆頭者」として申請できますか？	A8	代理発表者は筆頭者としては申請できません。抄録に記載されたとおりに記入してください。
Q9	セミナー講師と試験問題作成の証明は添付しなくて良いですか？	A9	セミナー講師と試験問題作成は日本集中治療医学会事務局で実績を確認いたしますので、証明書の提出は不要です。
Q10	日本集中治療医学会学術集会の出席は支部学術集会の出席のみでも良いですか？	A10	日本集中治療医学会学術集会（全国大会）2回以上の出席が必須です。支部学術集会は1回以上の出席が必須です。
Q11	学術集会で発表をしていますが、参加証明書を紛失しました。抄録や領収書などで代用が可能ですか？	A11	学術集会の参加証明書またはe医学会の参加履歴を印刷したものの以外は証明書として認められません。また、学術集会の参加証明書は再発行できませんのでご注意ください。
Q12	学術集会の参加証明書を紛失したので、e医学会の参加履歴を証明とできますか？	A12	e医学会カードで当日参加登録した場合のみ、マイページの参加履歴を印刷して参加証明とすることができます。その際は、必ず画面に表示される氏名を含めて印刷してください。氏名の無いものはご本人の参加証明として認めません。
Q13	研究倫理教育講習の受講証明は、所属施設で受講したもので良いですか？	A13	日本集中治療医学会のAPRINのJSICMコース（研究における不正行為、オーサーシップ、盗用とみなされる行為）が含まれていれば、所属施設で受講した講習（ただしAPRINに限る）も認めます。過去5年以内の受講証明書を貼付ください。